

(案)

2025 年度 なは市民協働大学院事業業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、なは市民協働大学院事業業務（以下、「本件業務」という。）の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、甲が、本件業務を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する契約事項を定めることを目的とする。

（契約の期間）

第 2 条 本件業務における契約期間は、契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。

（委託内容）

第 3 条 乙は、別紙「なは市民協働大学院事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び別紙「なは市民協働大学院事業企画提案書」（以下「提案書」という。）の内容に基づき、本件業務を実施する。事業内容の変更をする必要がある場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（委託料）

第 4 条 本件業務における委託料は 3, 5 9 4, 8 0 0 円（内、取引に係る法令所定の消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（注）「取引にかかる消費税及び地方消費税相当額」とは、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、那覇市契約規則第 30 条第 9 号の規定により免除する。

（協力連携事業者）

第 6 条 乙は、本件業務の実施にあたり事前に甲が認める場合は、他の事業者と連携して業務を行うことができるものとする。ただし、本件業務に伴う協力連携事業者の行為について、乙は、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（業務完了報告書等の提出）

第 7 条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書および仕様書に定める成果物を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、必要に応じ更に詳細な説明資料等の提出を求めることができるものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第8条 乙は、委託業務の実施に要する経費を本契約に伴い提出された見積明細書に従って支出することとする。経費配分の変更をする必要がある場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、経費の合計の1割を超えない範囲の変更については、この限りでない。

(帳簿等の整備)

第9条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関して専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

- 2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払を示す台帳等をいう。
- 4 第2項の帳簿及び書類保管期間は、令和8年4月1日から起算して5年間とする。

(検査)

第10条 甲は、第7条に定める業務完了報告書および仕様書に定める成果物を受理したときは、当該報告書等の内容について、速やかに検査を行わなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する場合のほか委託業務の実施状況及び委託料の使用状況について、調査する必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、若しくは帳簿、書類その他必要な項目について報告を求めること及び検査を行うことができる。
- 3 前項の検査が不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て甲の再検査を受けなければならない。

(額の確定)

第11条 甲は、前条で定める検査の結果、適正であると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条の通知を受けたときは、甲に対して、支払請求書により確定額を請求するものとする。

- 2 甲は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第6号及び那覇市会計規則第61条第1項第3号に基づき、委託料の7割を超えない範囲で概算払いすることができる。概算払いは1回までとする。

- 3 乙は、概算払を受けた場合は、那覇市会計規則第 62 条に基づき、本件業務を完了した日から 7 日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。
- 4 乙は、前項の精算により過不足を生じたときは、直ちに返納又は不足額の請求をしなければならない。返納については、甲が交付する納付書等により納付しなければならない。
- 5 甲は、乙からの請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払わなければならない。

(著作権の使用)

第 13 条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、その使用に関して一切の責任を負うものとする。

(成果物の帰属)

第 14 条 本件業務に基づき作成した成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙の使用権については、協議のうえ認めることとする。

(再委託等の禁止)

第 15 条 乙は、提案書で示されている再委託を除き、委託業務の全部又は一部を新たに第三者へ委託し又は請け負わせてはならない。

(法令等の遵守)

第 16 条 甲及び乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令及び那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、本件業務を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。本契約終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、本契約による委託業務における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律、那覇市個人情報保護条例及び別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守し、本件業務の目的以外には使用しないこと。

(資料等の管理)

- 第 19 条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等は適正に管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲で複製又は改変できるものとする。

(一般的損害)

第 20 条 本件業務の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(契約の解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内又は期限後相当の期間経過後、契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、本契約条項に違反したとき。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲乙いずれかの責に帰することができない理由で委託業務の実施が困難となったときは、甲乙協議により本契約を解除、又は変更することができる。

4 甲は乙、乙の代理人、協力連携事業者、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第 22 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。なお、損害賠償額については甲乙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第 23 条 甲は、本件業務に基づき作成した成果物がこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、補正等による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することはできない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲と協議の上、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、甲が相当な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて本件業務の委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告

をすることなく、直ちに本件業務の委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第 1 項又は第 3 項の規定による請求は、第 10 条第 1 項に規定する提出を受けた日から 1 年以内に行わなければならない。

(紛争の解決方法)

第 24 条 本契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 25 条 本契約に定めのない事項又は本契約に定める事項について疑義のあるときは、法令等に従うほか、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自がその 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙 ○○市○○丁目○○番地
○○ ○○

個人情報の取扱いを定める特約

(目的)

第1条 本特約 は、那覇市個人情報保護条例第22条及び那覇市個人情報保護条例施行規則第14条の規定に基づき、情報通信ネットワーク、情報システムの開発及び保守、セキュリティ関連を含む情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など市が管理する個人に属する情報をいう。
- (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
- (3) ログ コンピュータの利用状況の記録、又は利用状況を記録するファイルをいう。
- (4) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

(秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。但し、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条及び那覇市個人情報保護条例第9条に掲げる事由に該当する場合はこの限りではない。

- 2 受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の禁止または制限)

第6条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は市に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務)

第8条 市は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

- 2 市は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
- 3 市が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は市に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第9条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに市へ報告しなければならない。

- 2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかにシステムのログ等から原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

(個人情報の提供資料の返還義務)

第10条 受託者は、委託業務が終了したとき又は市の求めがあったときには、市の指示に応じ、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却方法及び破棄処分の方法に関しては市と受託者が協議の上決定することとする。

(従事者への周知)

第11条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。